

# 町職員の倫理保持のための ルールを定めました

令和4年4月施行

## 栗山町職員倫理条例が施行されました。

町職員が仕事を行う上での禁止行為を定めるなど、公正な職務の確保と町民の皆さんの疑惑、不信を招く行為の防止を図るため、職員倫理条例を施行しました。

### 職員が遵守すべき基本的な倫理原則

#### ●公正な職務の執行

町民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の執行に当たること。

#### ●私的利益などを目的とした職務行為等の禁止

公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のためなどに用いてはならない。

#### ●信用失墜行為の禁止

権限の行使に当たっては、町民の疑惑や不信を招く行為はしないこと。

また、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し行動すること。

#### ●職務遂行に専念する義務 公共の利益のため、全力で職務遂行に取り組むこと。

### 利害関係者との間における「禁止行為」を定めています

条例では、町職員が、利害関係者から金銭・物品等の贈与や貸付を受ける行為や、供応接待を受ける行為、無償で役務の提供を受ける行為など、職員による禁止行為を定めています。⇒詳細は右面に記載

「利害関係者」とは主に、職員にとって次に当たる者です。

- 許認可などを受けている、またはその申請をしている事業者・個人など
- 補助金などの交付の対象となる、またはその申請をしている事業者や個人など
- 契約を締結している、または締結を予定する事業者・個人など

### 通報により違反行為等を是正「内部通報制度」を創設

職員倫理条例違反を含め、町職員による法令・条例等に違反する行為（その恐れがある場合を含む）があった場合に、特定の窓口（総務課）で通報を受け、違法状態の調査と早期是正を行います。

#### ◆通報窓口：総務課「内部通報・相談窓口」

※原則、所定様式による文書提出

※通報に関する相談からお受けします。

#### ◆通報対応

速やかな事案の調査を行い、違法行為等が確認されれば、必要な是正措置を講じます。※通報者保護に配慮

# 利害関係者との間における「禁止行為」とは？

～ 禁止行為① ～

**利害関係者から金銭や物品、不動産の贈与は受けません。**



ただし、次のような場合は、受け取ることができます。

- 通常の社交儀礼の範囲内の香典や供花、または結婚式の祝儀
- 宣伝用物品や記念品など、広く一般に配付するためのもの
- 会議出席時の軽微な茶菓の提供 など

～ 禁止行為② ～

**利害関係者から無償で役務の提供を受けません。**



利害関係者から、正当な理由なく対価を負担しないでサービスを受ける行為を禁止しています。(例：ハイヤーによる送迎提供、無償で自己の業務を手伝ってもらうなど)

また、有償の場合も、時価より著しく低い対価でサービスを受けた場合も、禁止行為に当たることとしています。

～ 禁止行為③ ～

**利害関係者から  
供応接待を受けません。**



酒食に限らず、旅行の接待や遊戯費用の接待を含め、利害関係者の費用負担により、もてなしを受ける行為を禁止しています。

ただし、職員が飲食費用を自己で負担する場合などは、共に飲食することができます。

～ 禁止行為④ ～

**利害関係者から金銭を  
借りる行為などはしません。**

金融機関等を除き、利害関係者から金銭の貸付を受けることを禁止しています(通常一般の利子を払うとしても許されません)。

同様に、利害関係者から無償で物品や不動産の貸付を受けることも禁止しています。

～ 禁止行為⑤ ～

**第三者に対する贈与等を  
要求する行為もしません。**

以上に挙げた禁止行為に該当することを、利害関係者に要求し、家族を含む第三者に行わせることも固く禁じています(例：家族への贈り物を要求する行為など)。

また、親族の就職のあっせんを受ける行為なども禁止しています。

## ◆ 違反行為は懲戒処分の対象に ◆

禁止行為を行った職員については、免職、停職、減給等の厳しい懲戒処分の対象となります。これにより、不適正な行為の抑止を図るものです。

## ◆ 私的な関係による特例 ◆

利害関係者と親族関係にある場合や、学生時代からの友人関係がある場合など、私的な関係がある場合は、例外として行為が認められる場合もあります。